

アマメシバ（サウロパス・アンドロジナス）の粉末等の販売禁止措置について

1. 製品名公表までの経緯

平成15年7月末に鹿児島大学医学部よりアマメシバの粉末食品を摂取したことに起因すると疑われる重度な閉塞性細気管支炎を発症した事例が厚生労働省に報告された。

厚生労働省では、鹿児島市に対し平成14年10月4日付医薬局長通知「健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領」に基づき、鹿児島大学における健康被害事例についての調査を依頼した。

鹿児島大学及び鹿児島市からの報告を基に、省内で検討したところ、公表基準「医師より、当該患者の症状の経過等が明らかにされており、当該製品を摂取したことが原因であると疑われる旨の情報が得られた場合に製品名等を公表する」、台湾において、アマメシバの生ジュースを摂取し閉塞性細気管支炎が発症した事例が報告されていること等を勘案し、健康被害の拡大防止を目的として当該製品名、健康被害の概要について直ちに公表することとされ、平成15年8月4日当該製品名を公表した。

この公表を受け、いくつかの地方自治体から同様の健康被害事例の報告があったが、いずれの事例も因果関係は明らかではなかった。しかし、新たに名古屋市より報告された、母娘が罹患した事例については、名古屋大学医学部附属病院の閉塞性細気管支炎に詳しい医師より因果関係が高いとされた報告であったこと、すでに公表された鹿児島市の事例とは異なる製品を摂取していたことから、この製品についても同年8月22日に公表した。

2. 販売禁止措置の適用

鹿児島市及び名古屋市からの報告、過去の台湾での発生事例を踏まえ、食品衛生法上の取扱いについて検討を開始し、海外文献の収集、健康被害を受けた患者の主治医から詳細の聴取等を実施し、部内における協議の結果、健康被害を引き起こす原因物質は現時点で不明であり、食品と本食品による明確な因果関係は不明であったが、危害発生の未然防止、拡大防止のため、暫定的な販売禁止措置が可能な、本食品衛生法第4条の2第2項（現第7条の2第2項）を適用することにした。そこで、平成15年8月29日、食品安全委員会に対して健康影響評価を依頼。9月4日付けで食品安全委員会より「アマメシバ粉末（これを錠剤にしたものを含む）の長期摂取と閉塞性細気管支炎との因果関係は否定できない」との評価結果を受けた。

この評価結果を受けて、9月5日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会の答申がなされ、平成15年9月12日、サウロパス・アンドロジナス（別名アマメシバ）を含む粉末剤、錠剤等の剤型の加工食品の販売することを禁止した。

<参照条文>

○食品衛生法（昭和22年法律第233号）（抄）

第7条の2（略）

2 厚生労働大臣は、一般に食品として飲食に供されている物であつて当該物の通常の方法と著しく異なる方法により飲食に供されているものについて、人の健康を損なうおそれがない旨の確証がなく、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その物を食品として販売することを禁止することができる。